



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会告示	所管課（室）名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年長崎県公安委員会告示第3号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日）の廃止 	警 務 課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年長崎県公安委員会告示第4号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い）の廃止 	”
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日 	”
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い 	”

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第1号

令和5年長崎県公安委員会告示第3号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日）は、廃止する。

令和6年1月4日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会告示第2号

令和5年長崎県公安委員会告示第4号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い）は、廃止する。

令和6年1月4日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会告示第3号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のように告示する。

令和6年1月4日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名称	条項
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第14条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第2項及び第21条

2 使用を開始する日

令和6年1月4日

長崎県公安委員会告示第4号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱いを次のように定める。

令和6年1月4日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

- 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。
- 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第1の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異

なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

- 4 規則第5条ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。
- 5 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

別表第1（3関係）

法令等	規定
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第14条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第2項及び第21条

別表第2（4関係）

法令等	規定
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第14条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第2項及び第21条

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト